

平成 24 年 4 月 10 日

## 行政評価局調査の実施

### <申請手続に係る国民の負担軽減等に関する実態調査

#### ー東日本大震災に係るものを中心としてー

総務省行政評価局は、「行政評価等プログラム」に基づき、行政評価局調査を重点的かつ計画的に実施しています。

今回、平成 24 年 4 月から実施する上記 1 テーマの計画について公表します。

#### 連絡先

##### <上記テーマについて>

行政評価局内閣、規制改革等担当評価監視官室

担当：鶴間

電話（直通）：03-5253-5440

F A X：03-5253-5436

##### <行政評価局調査全般について>

行政評価局総務課

担当：安仲

電話（直通）：03-5253-5407

F A X：03-5253-5412

※ インターネットでのお問合せについては、以下の総務省HPで受け付けております。

<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

# 申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査(東日本大震災に係るものを中心として)

## 調査の背景

- 許認可等の申請を行う場合には、手数料の納付や関係書類の提出などの各種負担を伴う
- 政府は、これまで、累次にわたる閣議決定等により、申請手続の簡素化などを推進するとともに、東日本大震災の発生に伴い、各種の特例措置等の実施を推進

- 許認可等に係る申請手続については、申請に伴う実質的な負担が必要最小限となっていることが必要
- さらに、大震災からの復興の推進及び今後の大規模災害発生に備えるため、特例措置の積極的な実施も重要
- このような中、内閣府の「国民の声」などには、大震災など緊急時に係る申請手続の負担軽減等を求める様々な意見要望あり

- 国民負担の軽減を図る観点から、申請手続等に係る負担の状況、東日本大震災の復興支援に伴う申請手続の緩和等の実施状況などを調査し、関係行政の改善に資するために実施

## 主要調査項目と調査の視点

### 1 申請手続等に係る負担の状況

- 申請に伴う手数料の設定状況、申請書類の提出方法等を調査

### 2 東日本大震災の復興支援に伴う申請手続の緩和等の実施状況

- 大震災に係る特例措置の実施状況等を調査

### 3 その他

## 主要調査対象

### 調査対象機関

全府省

### 関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

## 調査実施期間

平成24年4月～25年3月(予定)

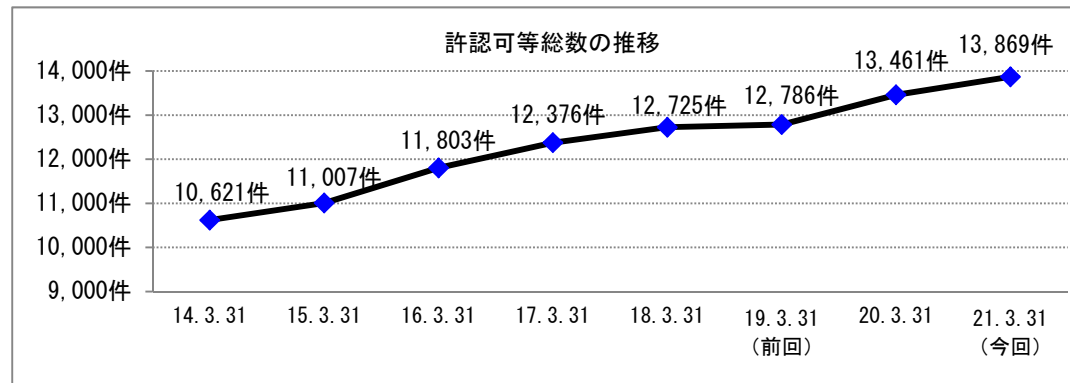
# 参 考 資 料

資料 1	許認可等の件数の状況	1
資料 2	申請負担軽減対策(平成 9 年 2 月 10 日閣議決定) .....	2
資料 3	「国民の声集中受付月間(第 1 回)」において提 出された提案等への対処方針について	4
資料 4	東日本大震災復興特別区域法の枠組み	9

## 許認可等の件数の状況

- 許認可等の総数（平成21年3月31日現在）は13,869件。新たな行政ニーズへの対応等に伴い、前回の12,786件（平成19年3月31日現在）から1,083件増加

	把握時点	許認可等の総数	増減数	増加数	減少数
(今回)	平成21年3月31日	13,869件	1,083件	1,441件	358件
	平成20年3月31日 (参考)	13,461件			
(前回)	平成19年3月31日	12,786件			



- 13,869件の許認可等のうち、法律に規定されているものが9,808件（70.7%）で、許認可等の根拠は法律が中心。許認可等が規定されている法律数は494法律

## 根拠法令別の許認可等件数

(単位：件、%)

把握時点	法律	政令	省令	告示	計
平成21年3月31日 現在 (今回)	9,808 (70.7)	486 (3.5)	3,250 (23.4)	325 (2.3)	13,869 (100)

資料：許認可等の統一的把握結果（平成21年12月15日総務省公表）

## 申請負担軽減対策

平成 9 年 2 月 10 日

閣 議 決 定

規制緩和を推進するに当たって、行政庁に対する申請等に係る国民の負担を軽減することがきわめて重要である。今日、簡素で効率的な行政、国民の主体性が生かされる行政及び質の高い行政サービスを実現するため、情報通信技術の飛躍的な発展をも踏まえ、許認可や補助金等に係る申請、届出又は諸種の統計調査等に際しての国民の負担の大幅な軽減を図る必要がある。このため、申請等に伴い手続の簡素化、電子化、ペーパーレス化、ネットワーク化などを迅速かつ強力に推し進め、今世紀中に申請等に伴い国民の負担感を半減することを目標として本対策の実施に取り組む。

## 1 申請・届出の簡素化

以下の指針に沿って、各省庁は、各種申請・届出の積極的な見直しを行い、今年度（1996年度）末までの規制緩和推進計画の再改定の際に盛り込んで実施する。

## イ 申請書等の記載事項等の簡素化

- (1) 申請書等の記載事項は、審査基準からみて、必要不可欠なものに限る。
- (2) 添付書類は、申請書等の記載事項の真実性を裏付けるため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠のものに限る。
- (3) 申請書等の副本に添付する証明書類については、その写しの添付で足りることとする。
- (4) 既に保有している資料と同種のものについては、提出を求めない。

## ロ 変更申請等の簡素化

- (1) 変更申請については、それを必要としない事項を拡大し、また、変更申請を必要とする場合でも記載事項及び添付書類は変更に関するものに限定する。
- (2) 更新申請書の記載事項は、新規の変更事項を除き、原処分継続希望の表明のみとすることとする。
- (3) 事業者が相続、合併及び営業の譲渡・譲受により事業を開始する場合であって、その申請内容に実質的な変更がない場合には、既得許認可が、原則としてその事業者に簡便な手続で承継されるよう措置する。

## ハ 同種申請の簡素化

- (1) 同一人が行う同種の複数の申請については、一括申請を認める。
- (2) 複数の法令に基づく同種の申請・検査結果等の相互活用によって、一方の申請・検査等を免除すること等により、申請者、受検者等の負担を軽減する。

## ニ 押印・手数料納付の合理化

- (1) 申請・届出に際しての押印の在り方を検討する。
- (2) 申請・届出の手数料納付について、収入印紙による納付のほか、予納を含む現金納付や口座振替による納付が可能な範囲を拡大する。

## ホ 処理期間の短縮及び有効期間の倍化

- (1) 申請・届出に関する共通ルールを定めた行政手続法の趣旨を各省庁の出先、地方公共団体を含めて徹底し、処理期間を短縮化するとともに、審査基準を国民の目からみて分かりやすく、納得のいくものとする。
- (2) 有効期間のある許認可について、有効期間を見直すとともに、有効期間を設定する必要のあ

る場合であっても長期とする。具体的には、明らかに不適切なものを除き、現行の有効期間を倍化する。倍化が困難なケースでも最大限延長する。

## 2 申請・届出の電子化・ペーパーレス化

- (1) 行政情報化推進計画の期間中（平成7年度（1995年度）～11年度（1999年度））、社会的な需要の大きい行政情報を重点として、行政から国民への電子的提供、国民から行政への電子的アクセスを可能とする措置を講ずる。
- (2) 申請・届出手続については、霞が関WANの活用などにより、国・地方を通ずる行政の情報通信基盤の構築を進め、国・地方を通じた窓口の一元化、1つの手続で関連の申請などがすべて同時にできるワンストップサービスを早期に実現する。
- (3) 法令に基づき民間事業者に保存を義務づけている書類について、原則として平成9年度（1997年度）末までに電子媒体による保存が可能となるようにする。
- (4) 各種証明の交付など申請・届出手続の電子化・ペーパーレス化を行政情報化推進計画の最終年度である平成11年度（1999年度）を待たずに、原則として平成10年度（1998年度）末までに可能なものから早期に実施に移す。

## 3 統計調査の簡素合理化

- (1) 各省庁は、所管するすべての統計調査について、統計調査見直し計画の最終年度である平成11年度（1999年度）を待たずに、原則として平成10年度（1998年度）末までに、報告者負担の軽減の観点からの見直しを概ね完了する。
- (2) 国民の報告負担を軽減しつつ必要な統計を作成するため、行政記録の統計かを進めるための調査に直ちに着手し、平成9年度（1997年度）末をめどに当面の調査結果を取りまとめ、その結果等を踏まえて、行政記録の統計への活用を推進する。
- (3) 原則として、すべての指定統計について平成10年度（1998年度）末までに、調査結果の所在情報案内機能を整備するとともに、行政から国民への電子的提供、国民から行政への電子的アクセスを可能とする。その後、順次承認統計、届出統計及び業務統計に範囲を拡大する。
- (4) 原則として、すべての指定統計の第1報の公表を可能な限り早期化し、遅くとも月次調査は60日以内、年次・周期調査は1年以内に公表する。

## 4 行政調査の簡素合理化

各省庁は、諸種の行政調査について、相互の関係を十分吟味し、必要不可欠のものに限定する。また、調査に際しては、根拠法令を明記するとともに、特に調査に対する回答が任意であるときは、そのことを明記する。

## 5 その他

政府は、本対策に基づいて採られた方策について、できる限り計数的な内容も含めて毎年国民に分かりやすく報告する。

また、その実施状況を把握し、必要に応じ行政監察機能を活用して改善を推進する。

「国民の声集中受付月間（第1回）」において提出された提案等への  
対処方針について

〔平成22年6月18日〕  
閣議決定

政府においては、「国民の声集中受付月間（第1回）」において提出された提案及び「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等を検討した結果に基づき、別紙に掲げる事項について積極的に取り組むこととする。

また、内閣府は、各府省における取組の実施状況に関するフォローアップを行うこととし、その結果を行政刷新会議に報告するものとする。

「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等のうち、各府省において実施するとされた事項

番号	事項名	措置の概要	実施時期	所管省庁
1	自動車の保管場所証明申請時における所在図の廃止	自動車の保管場所の位置と自動車の使用の本拠の位置が異なる場合を除き、自動車保管場所証明書への所在図(自動車保管場所証明書の交付の申請に係る使用の本拠の位置並びに当該申請に係る場所付近の道路及び目標となる地物を表示した当該申請に係る場所の所在図)の添付を不要とする。	平成23年度	警察庁
2	「有価証券届出書」における売出人の住所記載	個人情報保護に配慮し、個人である売出人の住所記載については、有価証券届出書の記載上の注意(企業内容等の開示に関する内閣府令)において市区町村までの記載で差し支えない旨を規定する。	平成22年度	金融庁
3	有価証券届出書(2号の4様式)の株式公開情報に含まれる「第四部 株式公開情報第2第三者割当等の概況2取得者の概況」に記載する内容を、一定の条件の下で簡略化すること	有価証券届出書において「株式公開情報」として記載が求められている「第三者割当等の概況」のうち「取得者の概況」については、投資者保護上の観点から、重要性の認められない第三者割当について柔軟な記載が可能となるよう検討を行う。	平成22年度	金融庁
4	委託放送事業の制度見直し・手続きの簡素化	衛星放送のうち、一般衛星放送(BS放送及び東経110度CSデジタル放送以外の衛星放送)については、認定制から登録制とし、委託放送事項の変更の許可及び委託放送事業者の地位の承継の認可は、届出制とする制度改革を実施する。	第174回国会法案提出	総務省
5	外国人漁船員の雇用条件の緩和	平成21年の通常国会において成立した入管法等一部改正法の施行に伴う上陸基準省令等の一部改正(平成22年7月から施行)により、漁業協同組合を監理団体として漁業を営む機関に技能実習生を受け入れることを可能とする。	平成22年度	法務省
6	総合評価方式の導入の推進	在外公館施設の新営工事において、総合評価方式の導入を行う。	平成21年度 (措置済)	外務省
7	未成年者がタバコを買える顔認証の自動販売機の認証取り消し	たばこの自動販売機については、たばこ規制枠組条約第16条第1項の規定を踏まえ、未成年者喫煙防止の観点から成人識別自販機の導入を促進しているところである。顔認証方式のたばこ自動販売機については、未成年者を成人と誤認する事案が発生していることから、平成22年3月10日に判定の変更を行い、未成年者を成人と誤認することがないように改善を加えた最新ソフトを搭載した自販機のみを顔認証方式の成人識別自販機として認めることとする。	平成21年度 (措置済)	財務省
8	外国人の生活・就労に必要な日本語等を習得する機会の保障	定住外国人の子どもを含む外国人に対する日本語教育の在り方等については、「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」の委員の意見を踏まえ、定住外国人の子どもの教育等に関する基本方針として「文部科学省の政策のポイント」を取りまとめる。そのうち、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目標及び標準的な内容等については、文化審議会国語分科会の日本語教育小委員会における検討を踏まえ、各地域における現場の実情に沿った日本語教育を具体的に編成・実施する際の参考として、標準的なカリキュラム案を取りまとめる。	平成22年度 (公表・措置済)	文部科学省
9	社会福祉法人が運営する認定こども園が行う会計処理の簡素化	社会福祉法人が認定こども園を運営する場合には、学校法人会計基準によらず、法人として求められる社会福祉法人会計基準により会計処理を行うことを可能とする。	平成22年度 (措置済)	文部科学省
10	認定こども園の認定基準の都道府県条例への委任について	認定こども園の認定基準を都道府県の定める条例に委任する。	第174回国会法案提出	文部科学省 厚生労働省
11	カカオ豆に関し、食品、添加物等の規格基準における検体の見直し	食品衛生法に基づく食品の規格基準における、カカオ豆中に残留する農薬等の検査部位に関し、 ①2006年5月のポジティブリスト制度導入時に欧州各国の基準値を参照して暫定的に基準値を設定した26農薬、 ②ポジティブリスト制度導入時に一律基準までの分析が困難と考えられる農薬としてそれぞれの定量限界に相当すると考えられる値を一律基準に代わる基準として規定した70農薬、 ③個別の基準値が設定されておらず、一律基準(0.01ppm)が適用されるその他の全ての農薬 についてカカオ豆の検査部位を「外皮を取り除いた豆」とする。	平成22年度	厚生労働省



番号	事項名	措置の概要	実施時期	所管省庁
12	事業所ごとに行う雇用保険の諸手続について、本社での一括処理について	雇用保険に関する事務をその事業所ごとに行うというのは、事業所を管轄する安定所の長に届出等提出するという趣旨であり、届出等の書類作成等の事務を行う場所が個々の事業所である必要はなく、本社において事業所ごとの書類を作成し、各事業所管轄の公共職業安定所に対して郵送や電子申請による届出を行うことは可能であることを周知徹底する。	平成22年度	厚生労働省
13	確定拠出年金業務における個人情報取扱の一部緩和(移換未了者情報に関する取扱要件の一部緩和)	企業型確定拠出年金の加入資格喪失後、個人型確定拠出年金への資産移換の申出を行っていない者に対して、事業主が申出を行うよう促すために必要な場合は、当該運営管理機関は事業主に対して本人の同意を得ずに個人情報を提供できることを通知において明確化する。	平成21年度 (措置済)	厚生労働省
14	電子化に対応したレセプトの活用を促進するための以下のレセプトの様式・記載要領の見直し A 調剤レセプトへの処方医療機関コード記載の義務付け B 行われた診療行為の実施日記載の義務付け	A 平成22年度より、処方せん・調剤レセプトに医療機関コードを記載することとしている。 B 現在、診療行為年月日の記載は義務付けていないが、次期診療報酬改定にあわせて平成24年度から診療行為年月日を記載することとする。(なお、準備のため平成22年度より周知)	A 平成22年度 (措置済) B 平成24年度	厚生労働省
15	マッチング拠出の解禁(確定拠出年金制度の改善)	平成22年度の税制改正にて、企業型確定拠出年金における従業員の掛金拠出がみとめられたことを踏まえ、拠出限度額の枠内、かつ事業主の掛金を超えない範囲で、加入者の拠出を可能とし、これを所得控除の対象とする。	第174回国会法案提出	厚生労働省
16	学校法人等が運営する認定こども園が行う会計処理の簡素化	学校法人等社会福祉法人以外の者が認定こども園を運営する場合においては、社会福祉法人会計基準に定める資金収支計算書等に代え、それぞれ学校法人会計基準又は企業会計基準に基づき作成が可能な資金収支計算分析表の作成により会計処理を行うことを可能とする。	平成22年度 (措置済)	厚生労働省
17	高圧ガス認定完成検査実施者の軽微変更工事の拡大	コンビナート等保安規則第14条第1項等を改正し、一定の検査能力を有する事業者(認定完成検査実施者)について、「軽微な変更工事」の範囲を保安上問題のない範囲で、一定程度拡大する。	平成21年度 (措置済)	経済産業省
18	工場立地法の緑地面積変更に関わる手続の見直し	工場立地法では、30㎡未満の生産施設面積の増加については変更の届出が不要となっている。保安上の問題などに対して急ぎ対応が必要な場合には、「10㎡以下の緑地の減少」を軽微変更として取り扱うことを旨とする産業構造審議会の報告書をもとに、工場立地法施行規則等の見直しを行う。	平成22年度	経済産業省
19	電気工作物の対象外とするボイラーの範囲拡大	工場等における少量の蒸気を利用した発電設備の普及促進を図る観点から、排気を発電用以外の用途にのみ供する発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーのうち、当該ボイラーの最高使用圧力が2メガパスカル以下であって、最大蒸発量が10トン毎時以下等の条件を満たすものについては、電気工作物として取扱わないこととする。	平成22年度 (措置済)	経済産業省

「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項

番号	事項名	措置の概要	実施時期	所管省庁
1	独占禁止法における優越的地位の濫用にあたる違法行為の明確化	「優越的地位の濫用規制」の法運用の透明性、事業者の予見可能性をできるだけ向上させるため、一般的なガイドラインとして、独占禁止法上問題となる行為を明らかにすることができないか検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討・結論	公正取引委員会
2	金融商品取引所に上場している受益証券発行信託の受益証券にかかる、信託財産状況報告書の交付義務免除	信託財産状況報告書については、一定の受益者保護が図られている場合についてのみ、その交付義務を免除しているところである。受益証券が金融商品取引所に上場されている場合について、一定の受益者保護が図られている場合に該当するか、その実態を把握した上で検討する。	平成22年度検討・結論	金融庁
3	銀行法上の特定子会社における特定資産を対象とするGP(ゼネラル・パートナー)業務の許容	GP業務の許容は困難であるが、特定子会社の業務範囲について、資金を供給する業務として劣後ローンを認める方向で検討をする。	平成22年度検討・結論	金融庁
4	自己株式に係る大量保有報告書提出義務の撤廃	大量保有報告書及び変更報告書の提出義務者から、発行会社自身を除くことが、大量保有の状況の透明性を確保する等の大量保有報告制度の趣旨に照らし適当か否かについて、自己株式に係る制度全体のあり方を踏まえ検討を行う。	平成22年度検討開始	金融庁
5	インサイダー取引規制における純粋持株会社の特例について	合併等の重要事実に係る軽微基準及び決算情報変更に係る重要事実について、上場会社等が純粋持株会社である場合に連結ベースの決算値を基準とすることについては、連結ベースを基準とする場合におけるその範囲や用いる数値基準の選択、更には純粋持株会社の単体ベースの売上高の変動を対象外とすべきか否か等の問題を含め、幅広く検討を行う。	平成22年度検討開始	金融庁
6	企業内容等の開示に関する内閣府令第14条の2第1項に定める訂正目論見書の公表方法に係る発行登録追補目論見書への準用	投資者に発行価格等の発行条件以外の事項が全て記載された発行登録目論見書が交付され、その後、発行価格等が確定され、その情報が発行登録目論見書に記載された方法(日刊紙2紙又は日刊紙1紙及びホームページでの閲覧等、企業内容等の開示に関する内閣府令第14条の2第1項に定める公表方法)により公表される場合に限り、当該公表を発行登録追補目論見書交付に代えることができるよう検討を行う。	平成22年度検討開始	金融庁
7	公開買付期間中における自己買付け	公開買付代理人が買付者の形式的基準による特別関係者である場合でも、東京証券取引所業務規程第66条に定める買付け(過誤訂正等のための買付け、顧客の注文を執行する際に生じた過誤による買付け等)ができるようにすることが適当か否か検討を行う。	平成22年度検討開始	金融庁
8	完全孫会社の役員向けストックオプションに係る有価証券届出書の届出免除	開示会社の完全孫会社の役員を対としたストックオプションの付与について、有価証券届出書の届出義務を免除することが可能か、投資家保護の観点も踏まえ検討を行う。	平成22年度検討開始	金融庁
9	発行者による上場株券等に係る公開買付届出書の記載事項の簡略化	公開買付けにおいては、株主等は、比較的短期間のうちに、公開買付けに応募してその所有する株券等を売却するか否かという重要な判断をする必要があることから、株主等にとっての情報の一貫性を確保しつつ、何らかの措置を取ることが可能かどうかにつき検討する。	平成22年度検討開始	金融庁
10	発行者以外の者による株券等に係る公開買付届出書の記載事項の簡略化	公開買付けにおいては、株主等は、比較的短期間のうちに、公開買付けに応募してその所有する株券等を売却するか否かという重要な判断をする必要があることから、株主等にとっての情報の一貫性を確保しつつ、何らかの措置を取ることが可能かどうかにつき検討する。	平成22年度検討開始	金融庁
11	ストックオプションの開示規制の適用除外	会社の取締役等のみ50名以上を勧誘の相手として1億円以上のストックオプションを発行した後(これのみでは開示規制はかからない)、6ヶ月以内に会社等の取締役等でない者を相手方として1億円未満の新株予約権証券を発行する場合を開示規制の適用除外とすることについて、投資家保護上の問題がないか等を見極めた上で検討する。	平成22年度検討開始	金融庁

番号	事項名	措置の概要	実施時期	所管省庁
12	公開買付届出書における「対象者の状況」の「その他」の記載事項の簡素化	公衆縦覧されている情報について、公開買付届出書における同内容の記載を必要があるか否かについて、株主等にとっての情報の一覧性にも配慮しつつ、検討する。	平成22年度検討開始	金融庁
13	公開買付期間中における買付者又は対象者による有価証券報告書等の提出が公開買付届出書の訂正届出書の提出事由とならないことの明確化	四半期報告書(半期報告書)の提出については、「株券等の公開買付けに関するQ&A」(平成21年7月3日に公表)において、対象会社における役員の変動等、一定の重大な事由が生じていない限りは、四半期報告書の提出のみをもって、公開買付届出書に係る訂正届出書の提案事由とはならないことを明確化したところであり、有価証券報告書の提出についても、投資者保護に配慮しつつ、併せて検討する。	平成22年度検討開始	金融庁
14	ドクターヘリの運行を請け負う航空事業者に対する消防用無線局及び医療・福祉用無線局に係る規制の見直し	ドクターヘリに搭載されている消防用無線及び医療・福祉用無線について、消防・救急活動における一元的な指揮による効果的な活動体制が担保されることを条件として、消防組織以外の者に対しても消防用無線局の免許を与えることについて検討を行う。	平成22年度検討・結論	総務省
15	日本語教育機関等で学ぶ就学生に対する資格外活動許可の拡張	日本語教育機関等で学ぶ就学生に対して、申請に基づき、原則として1週当たり28時間以内の資格外活動を包括的に許可するよう検討を行い、結論を出す。	平成22年度検討・結論	法務省
16	外貨・内貨扱いULDの手続きの見直し	ULDのみを内貨・外貨の区分なく取り扱うことは、適当ではないが、ULDの特殊性に鑑み、実質的に内陸汎用性が高まるよう国内線・国際線の航空機への搭載に関する手続等の簡素化を検討する。	平成22年度検討・結論	財務省
17	電気工作物にかかる重要変更以外の事後届出の見直し	発電、変電、送電等の電気事業にかかる電気工作物の重要な変更以外の事後届出(電気事業法第9条第2項)について、事業者負担の軽減の観点から、情報の利用状況及び情報獲得の代替措置等を勘案のうえ、届出対象となる範囲等の見直しを検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	経済産業省
18	建設工事現場の標識の大きさの見直し	戸建住宅などの建設工事現場においては、その敷地規模からして、現場に関わるすべての建設業者が標識を掲げることは、物理的に無理な場合があるとの指摘を踏まえ、建設業法において工事現場に掲示が義務付けられている法人の名称、許可番号、代表者の氏名等を記載した標識の大きさについて検討を行う。	平成22年度検討・結論	国土交通省
19	廃棄物処理施設の変更届の要件緩和	廃棄物処理施設の能力を単純に減少する場合の変更許可手続について、軽微変更届出としてよいか検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	環境省

# 東日本大震災復興特別区域法の枠組み

復興特別区域としての計画作成が  
できる地方公共団体の区域

東日本大震災により一定の被害が生じた区域である  
財特法の特定被災区域等(227市町村の区域)

## 復興特別区域基本方針 (閣議決定)

### 【主な内容】

- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針
- ・復興推進計画の認定に関する基本的な事項
- ・復興特別区域における特別措置 等

### 国と地方の協議会

- ・地域からの新たな特例の提案等について協議
- ・県ごとに設置(地域別等の分科会設置も可能)
- ・現地で開催
- ・復興庁が被災地の立場に立って運営

### 復興推進計画の作成

県、市町村が単独又は共同して作成  
民間事業者等の提案が可能  
個別の規制、手続の特例や税制上の特例等を受けるための計画

### 内閣総理大臣の認定

- ・住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の各分野にわたる規制、手続の特例
- ・雇用の創出等を強力に支援する税制上の特例措置
- ・利子補給

特例の追加・充実

### 復興整備計画の作成

市町村が単独又は県と共同して作成  
土地利用の再編に係る特例許可・手続の特例等を受けるための計画

- ・必要に応じ、公聴会、公告、縦覧
- ・復興整備協議会で協議・同意

### 計画の公表

### 土地利用再編のための特例

- ・事業に必要な許可の特例
- ・手続のワンストップ処理
- ・新しいタイプの事業制度の活用

### 復興交付金事業計画の作成

市町村が単独又は県と共同して作成  
交付金事業(著しい被害を受けた地域の復興のための事業)に関する計画

### 内閣総理大臣に提出

### 復興地域づくりを支援する新たな交付金(復興交付金)

- ・40のハード補助事業を一括化
- ・使途の緩やかな資金を確保
- ・地方負担を全て手当て
- ・執行の弾力化・手続の簡素化